

燕市燕地内における砒素による土壤汚染について

燕市燕地内の事業場で、事業者が土壤汚染対策法に基づき調査した結果、砒素が土壤溶出量基準値を超えて検出された旨、三条地域振興局（環境センター）に報告がありました。

調査結果の概要及び県の対応は次のとおりです。

1 概要

- (1) 調査地点：燕市燕地内
- (2) 試料採取日：令和7年6月9日～6月12日
- (3) 基準超過状況：

○ 土壤溶出量

有害物質の種類	調査結果	基準値
砒素及びその化合物	0.013～0.60 mg/L	0.01 mg/L 以下

2 県の対応

- ・今後、土壤汚染対策法に基づき適切に対応します。
- ・周辺井戸の設置状況を確認の上、地下水調査を実施し、周辺の汚染状況を確認します。
- ・水道水源、飲用井戸、営業用井戸及び農業用井戸がないことを確認しています。

(参考)

○ 砒素及びその化合物について

- 1 健康への影響
皮膚炎、末梢神経障害、腎障害を及ぼすといわれています。また、発がん性のある物質といわれています。
- 2 用途
トランジスタ、半導体、ガラス、顔料、木材の防腐剤等に使用。

本件についてのお問い合わせ先
環境対策課〔担当〕遠藤
(直通) 025-280-5157 (内線) 2716